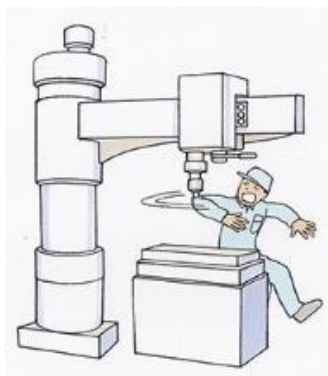


機械のむき出しは、 数秒で日常を、 奪います。



むき出しのグラインダー

カバーを付けよう。



絵は厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の労働災害事例から引用。

機械の可動部分に身体や衣服が巻き込まれて死傷する労働災害が発生しています。

今まで問題なく行われていた通常の作業において、作業に内在する危険性がある日突然具現化し、たった数秒で死亡災害や後遺障害の残る重篤な災害に至っています。

機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防ぐには、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等といった可動部に防護カバーや安全柵の設置が必要です。

防護カバーが外れて危険な可動部が「むき出し」になっている機械はありませんか？

災害事例（令和3年発生）

<p>スクリーコンベヤーの材料投入口（ホッパ）に繊維状の材料を投入していたところ、手に巻き付いた材料とともにスクリーコンベヤー内に巻き込まれ腕を切断した。原料投入口にカバーや蓋はなかった。</p>	<p>攪拌機の回転軸に作業衣の袖が巻き込まれ、腕を切断した。回転軸にカバーや覆いはなかった。</p>
<p>手持グラインダーの回転軸にエプロンの裾が巻き込まれ、エプロンの首紐で首が絞まり死亡した。手持ちグラインダーのカップブラシにはカバーが取り付けられていなかった。</p>	<p>機械（伸線機）の動力によって高速で水平に搬送されている鋼線に手袋または衣服の袖口が引き込まれ、身体を切断されて死亡した。鋼線を覆うカバー、囲い、立入禁止柵などはなかった。</p>

（※岐阜労働基準監督署以外のものも含まれます。）

災害を防ぐための関係法令

- 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等への覆い等（安衛則第 101 条）
- 加工物等の切断・欠損による飛来災害防止のための加工物等を飛散させる機械への覆い等（安衛則第 105 条）
- 切削屑が飛来する機械への覆い等（安衛則第 106 条）
- 研削盤やプレーナーのテーブルのストローク端への覆い等、シェーパーのラム等のストローク端への覆い等（安衛則第 108 条の 2）
- 紙・布・ワイヤロープ等の巻取りロール等の覆い等（安衛則第 109 条）
- 立旋盤、タレット旋盤等から突出して回転している加工物への覆い等（安衛則第 113 条）
- 帯のこ盤の歯およびのこ車の覆い等（安衛則第 114 条）
- 丸のこ盤の歯の接触予防装置（安衛則第 115 条）
- 研削砥石の覆い（安衛則第 117 条）
- バフの覆い（安衛則第 121 条）
- 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置（安衛則第 123 条）
- 木材加工用帯のこ盤の歯、のこ車の覆い等（安衛則第 124 条）
- 木材加工用帯のこ盤の送りローラの接触予防装置、覆い等（安衛則第 125 条）
- 手押しかな盤の刃の接触予防装置（安衛則第 126 条）
- 面取り盤の刃の接触予防装置（安衛則第 127 条）
- 食品加工用切断機、食品加工用切削機の刃の覆い等（安衛則第 130 条の 2）
- 食品加工用粉碎機、食品加工用混合機の蓋、覆い等（安衛則第 130 条の 5）
- 食品加工用ロール機の覆い等（安衛則第 130 条の 8）
- 食品加工用成形機、食品加工用圧縮機の覆い等（安衛則第 130 条の 9）
- プレス機械、シヤーの安全囲い（危険限界に身体の一部が入らないような措置）（安衛則第 131 条）
- 遠心機械の蓋（安衛則第 138 条）
- 粉碎機、混合機の蓋、囲い等（安衛則第 142 条）
- 紙、布等を通すロール機の囲い等（安衛則第 144 条）
- 織機のシャトルガード（安衛則第 145 条）
- 伸線機の引抜きブロックの覆い、より線機のゲージの覆い（安衛則第 146 条）
- 射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等の戸等（安衛則第 147 条）
- 扇風機の羽根への網、囲い（安衛則第 148 条）
- 産業用ロボットの柵、囲い等（安衛則第 150 条の 4）

（安衛則＝労働安全衛生規則）